

静岡県告示第27号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和3年1月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「静岡銀行草薙支店」を 「静岡銀行草薙支店
静岡銀行インターネット支店」 に改める。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行草薙支店の項の次に次のように加える。

株式会社静岡銀行インターネット支店	静岡市清水区草薙北1番10号		
-------------------	----------------	--	--

2の(3)のエの表三島信用金庫二日町支店の項所在地の欄中「芝本町12番3号」を「東本町1丁目16番31号」に改め、同表しずおか焼津信用金庫豊田支店の項所在地の欄中「焼津市小屋敷342番地の1」を「藤枝市郡1131番地の1」に改め、同表浜松磐田信用金庫野口支店の項所在地の欄中「野口町297番地」を「新津町200番地」に改め、同表浜松磐田信用金庫曳馬支店の項所在地の欄中「曳馬2丁目4番12号」を「新津町200番地（野口支店内）」に改める。

附 則

この告示は、令和3年1月18日から施行する。